

議事日程第5号

令和2年12月7日(月)

- 第1 議案訂正の件
- 第2 議案上程(議案第121号から第160号まで及び報告第10号)
議案説明、質疑、常任委員会付託
- 第3 予算特別委員会付託
- 第4 議案上程(議案第161号)
提案理由の説明(市長)、質疑
- 第5 予算特別委員会付託
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	

欠席議員(1人)

18番 吉田清孝

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	船 木 道 晴
教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	佐 藤 透	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文	産業建設部長	柏 崎 潤 一
企 業 局 長	八 端 隆 公	企画政策課長	伊 藤 徹
総 務 課 長	鈴 木 健	財 政 課 長	佐 藤 静 代
税 務 課 長	菅 原 章	福 祉 課 長	小澤田 一 志
生活環境課長	畠 山 隆 之	観 光 課 長	三 浦 一 孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智 志	農 林 水 産 課 長	畠 山 喜 美
病院事務局長	田 村 力	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	太 田 穰	学 校 教 育 課 長	加 賀 谷 正 人
監査事務局長	高 桑 淳	企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹
上下水道課長	小 野 肇	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○副議長（小松穂積君） これより、本日の会議を開きます。

吉田清孝君から欠席の届け出があります。

○副議長（小松穂積君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案訂正の件

○副議長（小松穂積君） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案訂正の件について、御説明を申し上げます。

このことについては、本定例会に提出しております議案第151号令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の条文に錯誤がございましたので、その訂正をお願いするものであります。

訂正の内容としましては、補正予算書の1ページ、第1条中「保健事業勘定の歳入歳出予算」を「歳入歳出予算」に訂正するというものであります。

以上、訂正理由について御説明を申し上げましたが、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小松穂積君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 質疑なしと認め、よって質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。議案第151号について、訂正の申し出を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 御異議なしと認めます。よって、議案第151号の訂正は承認されました。

日程第2 議案第121号から第160号まで及び報告第10号を一括上程

○副議長（小松穂積君） 日程第2、議案第121号から第160号まで及び報告第10号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、佐藤総務企画部長の説明を求めます。

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） おはようございます。

それでは、私から総務企画部に係る議案について御説明いたします。

恐れ入りますが、令和2年12月男鹿市議会定例会提出案件一覧表をお願いいたします。

1ページの議案第121号から第123号まで、議案第126号から129号まで、3ページの議案第149号の各議案について御説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお願いいたします。

最初に、議案第121号男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、非常勤職員の育児休業に関し、育児休業をすることができる期間など必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。第1条は、上位法で適用となる各条項を削除し、単に「育児休業法に基づく」として条文を整理したものであります。

第2条では、育児休業をすることができない職員を定めるもので、3号で規定する職員以外は育児休業ができないものであります。

次のページをお願いします。

第2条の3では、育児休業をすることができる期間について定めるもので、1号では原則1年を、2号では1年2カ月までを、次のページの3号では1年6カ月まで取得できる規定を定めるものであります。

13ページをお願いします。

第2条の4では、1歳6カ月を超え、2歳まで取得できる規定を定めるものであり

ます。

次のページをお願いします。

第3条では、1人の子につき1回に限られる育児休業について、再度認められる特別な事情について、7号、8号に規定するものであります。

第14条では、育児短時間勤務職員がその承認が執行または取消しとなった場合に、引き続き短時間勤務できるやむを得ない事情を定めるものであります。

第15条では、職員への通知方法について定めるものであります。

次のページをお願いします。

第16条では、このたびの改正に伴う読替規定について定めるものであります。

次のページをお願いします。

第17条では、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について、第18条では、短時間勤務職員についての一般職給与条例の特例について定めるものであります。

次のページをお願いします。

第19条では、部分休業をすることができない職員について、第20条では、部分休業の承認について定めるものであります。

次のページをお願いします。

附則として、施行期日を公布の日からとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第122号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を引き上げるなど所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。第23条の国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を「33万円」から10万円引き上げて「43万円」とするとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年

金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額も加えるため、1号から次のページの3号まで改正するものであります。

恐れ入りますが、22ページをお願いします。

表中の附則の第6項は、改正に伴い文言の整理をするものであります。

附則の第1項は、施行期日を令和3年1月1日とするもので、附則の第2項は、令和2年度分については従前の例によるものとしてするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第123号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消防団員の処遇改善を目的として、平成17年の新市発足以来見直しが行われていなかった消防団員の費用弁償を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。現在の費用弁償額の「2,000円」を1,000円引き上げ「3,000円」とするものであります。

附則の第1項は、施行期日を令和3年4月1日からとするもので、附則の第2項では、適用を施行日以後に従事した場合として、施行日前については従前の例によるものとしてするものであります。

恐れ入りますが、35ページをお願いします。

次に、議案第126号男鹿市総合計画についてであります。

本議案は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする男鹿市総合計画を定めるものであります。

恐れ入りますが、別紙の男鹿市総合計画をお願いいたします。

それでは、男鹿市総合計画について御説明いたします。

「男鹿市総合計画」というタイトルが固いイメージがあるということから、市民が親しみやすいように「なまはげの里 夢への挑戦」とサブタイトルをつけております。

表紙をめくっていただき、見開きの左のページは目次となっております。第1章の「計画の策定の趣旨」から第7章の「男鹿市5年後の目標」までの7章の構成として

おります。

1 ページをお願いします。

第2章「計画の構成と期間」では、基本構想と基本計画の二段構成となっていたところを、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間を本計画とする一連の計画としております。

次のページ、2 ページをお願いします。

第3章「本市の特性と課題」について、4 ページまで記載しております。

5 ページをお願いします。

第4章第2節「都市像」では、基本構想の都市像「教育、観光、環境が豊かな文化都市」を目指し、今後5年間で取り組む都市像を「健康、教育、環境でみんなが夢を実現できるまち」としております。

第5章「まちづくりの基本目標」につきましては、次の6 ページまで9つの大項目に分けて記載しております。

7 ページをお願いします。

第6章「まちづくり基本計画」であります。

1の「産業の振興」から9の「人口減少対策」まで、9つの項目に分けて記載しております。

大項目の次に、その項目における基本方針を記載し、各項目の次には、施策の基本的な方向性を記載してあります。全編を通して、策定年度の平成27年度から5年が経過したことや、新たに新型コロナウイルス感染症に関することなどが増えたため、現状と課題の部分を含め、現時点での状況に合わせた修正をしております。

見直した主な基本施策について御説明いたします。

9 ページをお願いします。

(3)「園芸品目の生産拡大」に、④として「菊の園芸メガ団地の取組」について加えております。

1 2 ページをお願いします。

2「観光の振興」では、複合観光施設の整備が完了したことと、DMOが登録法人になったことを受け、1 3 ページの基本施策の順番を入れ替え、1を「観光地域づくり法人と一体となった観光産業の振興」とし、2はそのまま「観光誘客宣伝・受け入

れ態勢の整備」とし、次のページをお願いします。3を「観光拠点等の整備」としたものであります。

16ページをお願いします。

商業では、基本施策1「中心市街地の活性化」の①を、オガーレの開業と男鹿駅周辺整備事業の進捗に伴う修正をした上で、「新規起業者支援」を加え、2「商業環境の整備と小規模店舗の経営近代化の促進」の①には、「小規模店舗の事業継続促進」を加えております。

19ページをお願いします。

基本施策1「船川港の整備促進」の(1)「港湾関係団体との連携による港湾機能の促進整備」の①に、「洋上風力発電事業に関する産業の集積」を加えております。

27ページをお願いします。

基本施策1「公共下水道」から「秋田湾雄物川流域下水道事業の促進と事業認可区域の拡大」の項目を削り、2項目としております。

39ページをお願いします。

大項目の4「地域共生と福祉の増進」は、タイトルを「高齢者等の保健及び福祉の増進」から改めたもので、1「地域福祉の増進」も、タイトルを「地域共生と福祉の増進」から改めたものであります。

42ページをお願いします。

2「社会福祉の増進等」の障がい者福祉、障がい児福祉は、項目名に「障がい児福祉」を加えたものであります。

次のページをお願いします。

項目の「母子父子福祉」では、基本施策に「児童虐待防止とDV対策に取り組む」ことを加えております。

50ページをお願いします。

2「学校教育環境の整備」では、基本施策①に「小・中学校再編による施設の新築、建て替え」を加え、②には「良好な学習環境の確保」を加えております。

52ページをお願いします。

3「学習環境の整備」では、②から「市民文化会館の指定管理者制度への移行」を削り、③として「将来的な図書館整備の検討」を加えております。

60ページをお願いします。

子育て環境の整備では、基本施策1「保育の充実」に、③として「施設の再編整備について」を加えております。

次のページをお願いします。

2「移住・定住対策」では、基本施策1「移住の促進」、(1)「取組体制強化と総合的な移住情報の発信」の①に「地域おこし協力隊の任用」を、③に「移住体験機関の提供と関係人口の拡大」を加えております。

64ページをお願いします。

5「行財政の効果的・効率的な運営」では、基本施策2「財政の健全化と事務の効率化」の③に、「個々の行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結するとともに、複数の手続、サービスのワンストップ化の推進」を加えております。

65ページをお願いします。

現行の男鹿市総合計画の男鹿市10年後のビジョンとして基本構想部分に記載していたものを、その進捗状況を踏まえて修正し、第7章として、令和3年度から令和7年度までの男鹿市5年後の目標として67ページまで掲載してあります。

男鹿市総合計画については以上であります。

恐れ入りますが、議案書の36ページにお戻り願います。

次に、議案第127号若美南部地区運動広場の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、若美南部地区運動広場で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市払戸字小深見89番地、小深見町内会会長木元克也であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第128号福川地区運動広場の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、福川地区運動広場で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市福川字福川25番地、福川町内会会長吉田重繁であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第129号若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、若美中山間地域活性化施設で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市野石字申川107番地、申川町内会会長石川義春であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

恐れ入りますが、61ページをお願いします。

次に、議案第149号秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

本議案は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、同組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いします。

変更となる団体は、「能代市山本郡養護老人ホーム組合」が「三種八峰養護老人ホーム組合」となるものであります。

附則として、この規約は知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上をもちまして各議案の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小松穂積君） 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、市民福祉部に係る議案第130号から第132号の指定管理者の指定3件について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の39ページをお願いいたします。

初めに、議案第130号男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理期間が令和3年3月31日

をもって終了することに伴い、指定管理期間を令和3年4月1日から令和7年3月31日の5年間とし、現在の指定管理者である社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいとするものであります。あ、申しわけありません。令和8年3月31日でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第131号男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、北部デイサービスセンター内に設置されている男鹿市北部在宅介護支援センターについて、北部デイサービスセンターと同様に、現在の指定管理者である社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいとするものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第132号男鹿市斎場の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市斎場の指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了することに伴い、指定管理者の公募を10月1日から10月30日の期間で行った結果、現在の指定管理者である公益社団法人男鹿市シルバー人材センター、一事業者の応募があり、11月9日の男鹿市公の施設に関わる指定管理者選定委員会において候補者として選定し、指定管理者として指定したいとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小松穂積君） 次に、小玉観光文化スポーツ部長の説明を求めます。

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 私からは、観光文化スポーツ関係の議案として、議案第124号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について及び議案第125号男鹿市男鹿駅周辺広場条例の制定について並びに議案第133号から議案第139号までの東部所管施設の指定管理者の指定に係る議案7件、計9件について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の25ページをお願いいたします。

まず、議案第124号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、工場等の新增設の促進を図り、本市産業経済の振興に資することを目的に、奨励措置の対象となる工場等の新增設の工事着手期限を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

26ページをお願いします。

本改正条例の新旧対照表であります。改正箇所は表中の下線が引かれた部分であります。

改正前は、奨励措置の対象となる工場等の新設または増設の工事に着手する期限が平成33年、来年の3月31日としておりますが、これを男鹿市総合計画の計画期間に準じ、令和8年3月31日までの5年間延長するものであります。

次に、27ページをお願いします。

議案第125号男鹿市男鹿駅周辺広場条例の制定についてであります。

本議案は、現在整備を進めております男鹿駅周辺を、人々が集い、交流する場として広く市民に供するとともに、新たな事業展開を目指す者等を支援することにより、地域経済の発展及び新たな活力の創出を図るため、本条例を制定するものであります。

28ページをお願いします。

第1条は、設置目的を規定しており、先ほど御説明しました内容を目的に、この広場を設置するものであります。

第2条は、名称及び位置についてであります。名称は男鹿駅周辺広場、位置は表に記載のとおりであります。

第3条は、駅周辺広場を構成する施設についてであります。広場は(1)から(9)の施設により構成することとしております。主な施設であります。 (1)の商工業チャレンジ施設1は、旧バーベキューストレージの建物。(2)の商工業チャレンジ施設2は、旧男鹿駅駅舎建物であります。これらは一定のレベルアップを図った者が新たな事業展開を行っていく場と想定しております。また、(3)のチャレンジ広場は、これから事業を志す者に給排水及び電気設備を備えるテントを無償で貸与し、大いにチャレンジしていただく場と想定しております。(4)の芝生わんぱく広場は、複合遊具を備える、市民の憩いの場、子どもの遊び場として、(7)芝生わんぱく広場駐車場は、新たに購入した民有地部分を整備するもので、芝生わんぱく

広場の利用者等のものであります。

第4条は、休業日についてであります。休業日は設けないこととしておりますが、市長が必要と認めるときは設けることができるものとしております。

29ページをお願いします。

第5条は、広場における禁止行為についてであります。禁止行為として、公序良俗に反する行為や施設の損傷、通行妨害などを列挙しております。

第6条は、広場での占用についてであります。事業者等が電柱や水道管等の設備などを設置する場合に、市長の許可を受ける必要があること等を規定するものであります。

第7条は、使用の許可についてであります。第1項では、商工業チャレンジ施設1及び2並びに営利を目的に物品の販売等で広場を使用する場合について、続きまして30ページをお開き願いますが、第2項では、集会、募金等、その他これらに類する行為等で広場を使用する場合について、あらかじめ市長の許可を受ける必要があること等を規定するものであります。

第8条は、使用許可の制限についてであります。使用者が条例や使用許可に違反した場合など、使用の許可の取消し・中止または使用の制限をすることができること等を規定するものであります。

31ページをお願いします。

第9条は、使用料または占用料についてであります。第1項では、第7条第1項の使用の許可を受けた者は、別表に定める額を上限として規則で定める使用料を納付することを規定するものであります。

恐れ入りますが、34ページをお願いいたします。

ページの下段に別表を掲載しておりますが、商工業チャレンジ施設1及び2についての一月当たりの使用料の上限は、表に記載のとおりとするものであります。この額は、男鹿市行政財産使用料徴収条例における建物使用料の算定式に基づき算出した額をもとに設定しているものであります。また、上記区分以外の営利を目的に行う物品の販売またはサービスの提供の場合については、1日当たりの売上げ金額に100分の30を乗じて得た額を上限としておりますが、これは近接する公の施設である道の駅おがと同様の内容にするものであります。

恐れ入りますが、31ページをお願いします。

次に、第9条第3項であります。第6条第1項の占有許可を受けた者は、男鹿市道路占有料徴収条例に基づく占有料を納付することについて規定するものであります。

第10条及び第11条は、使用料または占有料の減免及びこれらの不還付について規定するものであります。

第12条は、使用許可または占有許可を受けた者の目的外使用の禁止のほか、権利の譲渡や転貸を禁止することを規定するものであります。

第13条は、使用許可または占有許可を受けた者が使用を終了したとき、あるいは許可を取り消されるなどの場合において、施設を現状回復及び返還すること等について規定するものであります。

32ページをお願いします。

第14条は、広場の施設等を損傷滅失した場合における損害賠償の義務について規定するものであります。

第15条は、この広場の管理を指定管理者により管理することができることを規定するものであります。これに関連して、第16条は指定管理者の管理の基準を、第17条は指定管理者が行う業務の範囲を規定するものであります。

33ページをお願いします。

第18条は、第1項で、広場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることを、第2項は、利用料金の額は、先ほど御覧いただいた別表に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めること等について規定するものであります。

第19条は、指定管理者は特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより利用料金を減額または免除することができることを規定するものであります。

第20条は、利用料金の不還付について規定するものであります。

第21条は、指定管理者の指定を取り消した場合や管理業務の停止を命じたことにより指定管理者による管理が行えない場合に、一定期間、市長が広場の管理を行うことを規定するものであります。

34ページをお願いします。

第22条は、条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとしたものであります。

次に、附則の第1項は、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とするものであります。第2項の準備行為にありますとおり、指定管理者の指定及びこれに関して必要な手続その他の行為については、この条例の施行前にも行うことができることとし、これについては条例の公布の日から施行するものであります。

男鹿市男鹿駅周辺広場条例の制定については以上であります。

続きまして、42ページをお願いします。

議案第133号温浴ランドおがの指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、温浴ランドおがで、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦北浦字平岱山1番地、株式会社おが地域振興公社、代表取締役社長佐々木誠であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

43ページをお願いします。

議案第134号夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦北浦字平岱山1番地、株式会社おが地域振興公社、代表取締役社長佐々木誠であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

45ページをお願いいたします。

議案第135号インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、インフォメーションセンターわかみで、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港船川字泉台66番地1、一般社団法人男鹿市観光協会、会長武内信彦であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

46 ページをお願いいたします。

議案第136号なまはげ館の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、なまはげ館で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦北浦字平岱山1番地、株式会社おが地域振興公社、代表取締役社長佐々木誠であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

47 ページをお願いします。

議案第137号サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターで、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港金川字姫ヶ沢152番地2、公益社団法人男鹿市シルバー人材センター、理事長小野忠儀であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

49 ページをお願いします。

議案第138号男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、男鹿市シルバーワークプラザで、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港金川字姫ヶ沢152番地2、公益社団法人男鹿市シルバー人材センター、理事長小野忠儀であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

50 ページをお願いします。

議案第139号男鹿市体育施設等の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設は、男鹿市総合運動公園の施設として1番の総合運動公園から7番のテニスコートまでの7施設、若美中央公園の施設として8番の若美総合体育館から11番の若美スキー場までの4施設のほか、12番の若美球場、13番及び14番の男鹿市B&G海洋センターの体育館及びプール、15番及び16番の金川近隣公園の健康の広場及び市民プールの合計16施設であります。指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港比詰字大沢田304番地、男鹿市体協・正和会・むつみJV、大森勝美であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日

までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○副議長（小松穂積君） 次に、柏崎産業建設部長の説明を求めます。

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） 私からは、産業建設部に関わります議案第140号から議案第148号までの9件の指定管理者の指定について補足説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書52ページをお願いいたします。

議案第140号男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、男鹿市農村婦人の家、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市脇本脇本字稲荷下3番地2、脇本郷財産管理委員会、会長小玉隆司であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第141号男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、男鹿市農林水産物直売所であります。指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦真山字白根坂台150番地1、男鹿市なまはげ直売所運営協議会、会長小林妙子であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第142号福米沢地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、福米沢地区農村公園、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市福米沢字福米9番地、福米沢町内会、会長佐藤正基であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第143号野石地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、野石地区農村公園、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市野石字水上台39番地1、野石町内会、会長蓬田司であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第144号福野地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、福野地区農村公園、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市野石字上李台5番地3、福野町内会、会長佐藤政信であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第145号申川地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、申川地区農村公園、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市野石字申川107番地、申川町内会、会長石川義春であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第146号八ッ面地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、八ッ面地区農村公園、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市野石字西下八ッ面53番地1、八ッ面町内会、会長佐藤正樹であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第147号平岱山牧野の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、平岱山牧野、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦西水口字大坂下16番地、男鹿市北部草地利用組合、組合長薄田信廣であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第148号館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、館沼牧野及び館沼第2牧野、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦西水口字櫛坂51番地、西水口郷中、会長登藤善昭であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

以上をもちまして当部に関わる補足説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小松穂積君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

7番船木正博君の発言を許します。7番

○7番（船木正博君） おはようございます。

それでは、質問させていただきます。

議案第124号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

まず一つ目は、条例第1条に「便宜の供与及び必要な奨励措置を行い」とありますが、具体的にはどんな内容か、その利率や補助額も含めてお知らせ願います。

それと、二つ目ですけれども、今までと同じ内容で延長するだけでいいのかということね。まあ実情に合ったように訂正したり、つけ加えたりするようなことはなかったのかどうか。その辺のところ。

あと、三つ目に、他市と比較した場合、どんな状況なのか。まあ他市町村と比較した場合、条件的にね、いいのか悪いのかっていうか、見劣りするの、その辺のところをよく点検した上で延長するのかということですね。

あと、今までの実績はどうだったのかと、誘致活動内容も含めてお知らせ願えればありがたい。工場の新設、それから増設ですね、その辺のところと、あと、どんな誘致活動をしていたのかというその状況もお知らせ願います。

で、五つ目ですけれども、そして今後の見通しですね。まあ企業新設、あるいは増設の見込みがあるのかどうか、その辺のところをまずお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

まず第1点目の、その条例の第1条の奨励措置についてであります。

そもそもこの条例でございますけれども、男鹿市への工場の新設・増設を通じて、地域経済の活性化、雇用の創出を図るというものでございます。そのため、奨励措置と申しますのは、そういった大型の工場等をですね増設していただけるような方に魅力的な内容にする必要があるということで考えておりました。

今回この対象となる条件でございますけれども、まず投下固定資産額が2,300万

円を超えるものということでございます。それから、新設・増設に伴いまして、新たに雇用した常勤の従業員のうちです、市内に居住する者、これが5人以上であることと、こういう二つの大きな要件がございます。これらをクリアして市内に工場等を増設していただいた場合に、まず施設整備補助金ということで、固定資産の取得価格に100分の30を乗じた額、あるいは3,000万円のいずれか低い額、まあこれを交付しております。

それから、二つ目でございますけども、その市内のですね雇用創出が図られたときに雇用奨励金を交付しておりまして、年間1人当たり20万円、それを3年間交付することとしております。

それから、三つ目でございますが、この奨励措置の対象となった工場等に係る固定資産税の課税免除を3年間行うというものでございます。

以上、こういうふうな三つの制度ということで運用させていただいております。

それで、今までと同じ内容で延長するだけなのかということでございますけども、それは3番目の御質問、ほかの市町村の比較ということも含めてあわせてお答えさせていただきますが、他の市、まあ県内に13市ございますが、その制度との比較において、まず中位的な位置にこの制度あるのかなというふうに捉えています。先ほどの投下固定資産への補助、それから雇用への補助、それから固定資産税の免除、いずれも13市中、6番地から7番目の水準ということで捉えていただきたいと思います。隣接の潟上市とですね遜色ない内容ということで捉えております。

こうしたことを踏まえまして、今現在、この条件について、優遇制度についてですね変更する予定はございません。

それから、今までの実績でございます。

この奨励措置で認定をしたのがですね、過去13事業所ございます。13事業者に対して、それぞれの奨励措置に基づく支援を行っておりますが、ただし先ほどの固定資産に対するですね補助金ですけども、これができたのが平成29年度ということになってまして、この補助金につきましては、株式会社みちのくジャパン、これは男鹿リゾートホテルきららかへの支援でございますけども、その1件だけでございます。

それから、今後の見通しについてでございますけども、令和元年度から、男鹿市では企業立地事務所に職員、県ですね東京にある企業立地事務所に職員を派遣してお

りまして、企業誘致活動を進めているところでございます。それまでのところはトップセールスとかですね、まあ企業への情報提供などで対応してきたところでございますけども、令和元年度からはそういったところで対策を強化しております。

そういった中で、今現在ですけども、まあ数社からですねいろいろ引き合いがございまして、何とかこういった支援措置を御利用いただきながら、何とか工場等の増設に、新設・増設につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） 再質疑ありませんか。船木議員

○7番（船木正博君） どうもありがとうございました。私も、この企業誘致に関しては何度かこう一般質問でもして、大体のところは把握しておりますけども、前回質問したときの大体内容が同じと思うんですけども、まあその辺のところではいろいろこう頑張っていたいただいて、幾らかこう対象の企業もあったということで、それはよかったと思います。やっぱり新設企業によっては、やっぱり何ていう、その土地を含めて処々の条件とかね、そういうところのが魅力がないとなかなかこう進出してもらえないということもありますので、そういうところもしっかり検証した上でやったと思いますから、その辺のところ、まだまだこれから、まあ変えるべきありましたら次回にでもね考えておいてもらえればありがたいと、そういうふうに思います。

あと、いろいろ実績等聞いたわけですけども、条件とかね、それはまあ大体こちらでも把握しておりますけども、一つの例を挙げますと、一昨年あたりかな、男鹿市から出ていった企業があるわけですよ。そういうことも大変もったいないなと。一つの例を挙げますと、まあ一昨年あたりですけども、昭和61年頃から男鹿市、まあ船越ですけども、企業やっていた企業がありまして、それが増設するということで土地を探してたけど、まあいい土地が見当たらない。で、いい条件もないというところで、潟上市の方にね船越から移転していったと、そういうことがありましたので、まあこれは何でこう食い止められなかったのかとね、男鹿市としては大変大きな痛手ではなかったかと。どうして行ったのかね、その経緯をちょっとお知らせ願えればありがたいと。男鹿市でも、まあいろいろやったことは、手をこまねいていたわけではないでしょうけども、それともまあ対応した条件等が合わなくてとか土地がなかったとか、そういうふうなところがどういうふうな条件で駄目になったのか、企業と男鹿市との

そのやりとり、その実態をちょっと説明していただきたいと思います。

あと、先日ね魁新聞にも載ってましたけども、能代市と北秋田市の誘致のね事例が載ってましたけども、まあ県北の方面では特に大館とかがよい実績を挙げております。まあ潟上市も結構頑張ってやっておりますけども、県内でね、そのやっぱり企業誘致が増えているという、大体こう何か今増えているような感じがします、私はね。そういった場合に、やっぱり工業団地持ってるところがやっぱり、そういう自治体が強みがあるんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、企業誘致する場合、やはりこの工業団地が有利に働くと思うので、男鹿市では今後そういう、何ていうか、考え、あるいは工業団地の造成だけではなくてね、企業誘致のために土地をあっせんするなどのそういうふうな手法は考えられないのかと。その辺のところ、もう一度お願いいたします。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

まず1点目の過去に企業が撤退したというところの経緯でございますけども、市の方にもですね、こういった企業の造成に、まあ拡張に係るですね情報というのは入っております。そういった中で、用地に係る情報提供、まあそのちょうど出ていった年ですけども、その年度にはいろいろ情報提供して、こういう土地もございませよという情報提供もさせていただいております。また一方でですね、やはり潟上市、その当時ですね潟上市の支援措置の条件がよかったというところもあります。そういったところで、平成29年の9月に条例をですね、これを支援措置を拡充するという事で大幅に拡充したというところがございます。しかしながら、ちょっと残念ながらですね、そのときにはですね、もう決まってしまったと、潟上市への移転が決まってしまったということになっております。ひとつですねやはり決め手になったのは、やはり条件の、土地の条件のよさということで、インターチェンジから、要するに高速道路からの立地条件が非常にいいということでございます。で、この企業の場合は電子部品の製造・加工ということで行ってまして、自動車関係のですね部品などもつくってございました。それで横手とかですね、そっちの方でも大幅に工場等、今集積が進んでまして、まあそういったところを踏まえて、そのインターチェンジ付近と

いうところがまず1カ所所望されてたというところもございます。あともう一つ、やはり潮風の問題というのもひとつあったのかなということで整理されております。

いずれにしましてもですね、ちょっと確かに議員御指摘のとおり非常に残念な結果になってしまったということですね、まあこれからはこういうお話があったときにはですね、できるだけ企業と真摯に向き合って話し合いを重ねながらですね、できるだけ本市においてそういった拡張計画の実践が行われるようにしてまいりたいと考えております。

それから、工業団地の話でございますけども、当市では今のところ工業団地を整備する予定はございません。しかしながら、今現在空き地、それから活用されてない建物、そういったものがたくさんございますので、そういったものを今、情報をですね、どんどんどんどん企業さんに提供するというので、今整備を進めているところであります。そういったものをですね企業立地事務所の担当を通じて、まあ大手企業さんなりですね、そういったところに先ほどの支援措置と合わせて情報提供を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（小松穂積君） さらに質疑ありませんか。7番

○7番（船木正博君） ありがとうございます。その出ていった、まあ立地条件もありますからね。条件等のこともあります、立地条件もありますので、まあできるだけ頑張ったけど駄目だった、話し合いだと思います。で、その中でね、やっぱり男鹿市の従業員もたくさん、まあ何人かいたと思うんですけども、やっぱりこう距離が遠くなったという分、何かしらのね従業員の皆さんにも影響があったと思いますので、その辺、何かもし知ってたら教えていただきたいと思います。

まあこの場合に限らず、やっぱり企業誘致、やっぱりまあ今まで本当に厳しいという観点は皆さん持っていると思いますので、そういう厳しい厳しいとそういう心があっても、なかなかこう企業誘致にかける、何ていうか、まあ意気込みがいまいちないのかなというそういうふうな感じも受けられないでもないんですけどね、その辺のところ不安になりますので、そういうことのないようにね、こういうふうな経験もっと踏まえて力強く取り組んでいただきたいと思います。ただ、条件延長することではなくてね、何とかこう実績をつくってね、こう絵に描いた餅にならないように、この条件をしっかりね把握した上でいろいろ各企業さんと応対していただきたいと思いま

す。できるだけね、まあ企業誘致は恐らく大変なことなんですけども、やっぱりほかの方を見るとやっぱり結構こう来ております。この男鹿市というのはいろいろ土地のね制約等ありますけども、観光地でもある、船川港ということもありますので、そういう特性もありますのでね、いいところを売り込めるところたくさんあると思いますので、その辺のところも取り入れながらやっていただければありがたいと。

もう一つ、潟上市の設備投資助成金ですか、設備投資助成金がね最初は3,000万円だったけれども今は1億円に上げたということなんですけども、その辺のところは、男鹿市の方ではどういうふうに考えていますか。それ何か私ちょっと前にちょっと気にかかっていたもんです。そういったところですね、ちょっとその辺のところ教えていただければありがたい。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えします。

まず1点目の男鹿市に住んでる従業員の状況でございますけども、残念ながらちょっと情報はつかんでおりません。

それから、最後の御質問でありました潟上市のですね助成額ということですけども、本市で把握してる情報では、3,000万円ということで、本市と同額ということで捉えているところでございます。

○副議長（小松穂積君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 誤解のないように補足しておきます。

あのことの、東洋熱科学のことについて、非常に私は残念だったんです。私が市長なる前、もう10年近くその企業誘致のことで話があったそうです。それで私になって間もなく、出ていくという話が来て、トップセールスを何回もやりました。気持ちは男鹿に建てたいと、気持ち十分あったんですけども、私も直接用地交渉にも行きました。その企業のね、ここはいいというところのトップセールスにも行きましたけども、それもやっぱりできなくて、本当にこう残念だったなと。言い訳じゃないですけども、やっぱり大事なことは、私がいつも言ってるように観光も観光業者以外の人たちが一生懸命やっていくと。いろんな人方がね、いろんな立場でみんなでこう取り

組んでいくと、企業誘致についても。そのことが大事なんです。議員がおっしゃったように、船越地区の人が、従業員が十数名いたうちのほとんどが船越地区でなかったですか。それから潟上まで行くと、そういう状況になるので、何とかここにとどまっていきたいということの、工場長からそういう話も聞いてました。そのことも残念です。ただ、潟上に行っても、当分はまだあそこの工場も稼働してるわけですから、次に対するいろんなこう期待を持ちながら、いまだに私はその社長とはお付き合いはしてるつもりです。

あと、やっぱり潟上市の条件がよかったのは、潟上市が工業団地、県と一緒につくってて、しばらく売れなかったのは、やっぱりインターチェンジとかそういうPRがよくて、東京に企業立地事務所だすか、県の方に出向してる職員がいたりして、それで私方もちょっと遅ればせながら3年前からそういうふうな職員を派遣したりしてやっています。

まあ先ほど部長が話したとおり利活用できる土地はありますので、何とかそれやっていたい。そしてまた、東京に派遣してていろんなその観光誘致のこともできますから、そういう活動を今してるところです。今、大きなところは、先ほど議員が言ったような、やっぱり船川港の利活用だと。それから、何回も言ってるように、エネオスのその土地の利活用と、そのことも私がトップセールスでまた行くことになってますので、何とか頑張って話が少しでも前向きに進めるようなそういう話をしていきたいと思ってます。

それから、補助金の引上げのことですけども、今3,000万円がアップになってるらしいですけども、それなりのね男鹿市にメリットがある企業が来れば、1億円でもまた出せるように皆さんと御相談しながらやっていけるような、そういう企業をね引っ張ってきたいと、そういうことを思ってますので、ひとつ皆さんの御理解をお願いします。

以上です。

- 副議長（小松穂積君） 7番船木正博君の質疑を終結いたします。
- 7番（船木正博君） どうもありがとうございました。
- 副議長（小松穂積君） 次に、10番佐藤誠君の発言を許します。佐藤誠君
- 10番（佐藤誠君） 私からは、通告しましたが、議案第139号男鹿市体育施設等

の指定管理者の指定について。

今回、議案には指定管理がいっぱいあがってきてまして、非常にこの今、指定管理の制度っていうのはかなりこの行き渡ってきたんだと思いますが、その中でほとんどは、まあ市内の今までやってた施設とかそういうものの方が、また市内の方々に指定管理をしていくということは今まで見慣れてきたわけですけども、今回、この139号男鹿市体育施設等の指定管理者の指定については、JVという形で初めてきました。共同企業体ということです。で、JVっていうのは私も組んだことがありまして、建設業の方なんで、ちょっとまあ今回このJVの形というものがどのようなものなのかをちょっと伺わせていただきたいなということを思っております。

で、募集、これの募集要項を見ますと、まず一つ大きなのは、まあ基本的になぜ今回JVという形になったのかということなんですけど、今まで体育施設を管理は体育協会にお任せしてきてました。管理する内容が何か変わったのか。どこがどう変わったのか。今日、議案書、先ほど読み上げていただきましたけども、まあよく分かってないんですけども、細かいところ何かこう変わったところがあるのか。どこが変わってJVにしなきゃいけないのかということですね。もっと言うならば、今まで体育協会がやっていた指定管理のやり方でできないものが何か出てきたのか。それは何なのかということが1点です。

それから、今回見ますと、募集要項を見ますと、申請する団体に必要な資格等というのがあるんですけど、そこに秋田県内に主たる事務所を有する法人またはその他の団体または前述に該当する複数の法人等がともに、共同する共同事業体、こういうことを書いてるわけです。今回これが市外もオッケーになったと、秋田県内であれば。この理由。先ほどちょっと申し上げましたけども、全部ほとんど市内の業者に指定管理させてるわけですけど、これがなぜ今回市内を超えて市外もオッケーになったのかということですね。というならば、同じように市内の業者がやれないと、私たちできませんと言ったとか、市内の業者にそういうふうなアンケートとか何かとって、あなた方できない、私たちはできませんと言ったのか、それとも今までそういう管理をしてきて、多分公園の管理とかもしてきたと聞いてますけども、そのやり方がまずくて市内の業者だとあともうできないと、任せられないということで今回市外の業者もオッケーにしたのかということ伺いたしたいと思います。

それから、3番目に、財政が厳しい厳しいと言っているこの男鹿市で、必至にみんなで稼ごうとしているこういう中で、やはり市外、私が言うのはやっぱり市外の業者にポンと出てしまう。今まで市内の業者やっていたのに市外に出てしまう業務があっ
ていいのか、このときに。ましてやコロナのこういう時期にですよ、これからどうなるか分からないこの時期に、まあこのときというばかりじゃないですけども、まあ市外にこう出ていくわけです。財政力も厳しい中の男鹿市がやる意味を教えてください。

じゃ、まずそこまでお願いします。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、お答えいたします。

3点目のうちのまず一つ目です。何でJ Vでというような、まず御質問であったか
と思います。

まず今回経緯を申し上げますと、まず体育協会がこれまで、総合運動公園の体育施設
について管理を行っていらっしゃいました。で、まあ極めて施設管理に関してはで
すね適正に管理をされておられたのではないかというふうに考えてるところござい
ます。一方で、やはりこの体育施設の本質的なところというのはですね、やはり市民
の方に大いに御利用いただいていく必要がございます。特に高齢化、少子高齢化がで
すね今後急激に県内でもトップクラスで進んでいく男鹿市におきましては、やはり
どんだん運動をですね気軽にさせていただいて、その上で健康寿命延伸を図っ
ていくというのは極めて大きな課題となっているところであります。そのまず健康寿
命の一翼を担うのは、やはりその健康寿命を伸ばす上で必要な運動、その役割をまず
大いに発揮していくことが求められているものと考えております。

そういった中で、じゃあそういう魅力的な、ある程度市民の皆さんに喜んでいただ
けるような施設にしていくためにですね、今と同じようなやり方でいいのかといった
ところを考えたときに、市といたしましては不十分であるというふうに判断させてい
ただいたところでありまして、やはり自主事業、これまでも実施してきたところござ
いますけども、なかなか我々がですね思い描いてるとおり、あるいは計画どおりの内
容はなかなかできなかったというところがございます。そういった中で、じゃ、これ

をどうやって改善していったらいいのかというのを考えたときに、市外ですね先進地の状況というものをいろいろと勉強させていただきました。例えば潟上市であったり、県外のスポーツ施設におかれてる管理の状況、そういったものをいろいろ整理させていただきました。例えば県外ではですね山形、宮城県あたりでいきますと、もう既にJVを組んで、その県外事業者とタッグを組んで魅力あるスポーツ施設にしていこうということで取組を進めてるところもございます。また、先ほど申し上げたトレイクかたがみではですね、正和会がまず運営されておるところでございますけども、非常に我々の施設と比べまして非常に何か魅力的な内容となっていて、多くの潟上市民の方を中心に、あと市外からもですねたくさん人が訪れてるような内容になっているところがございます。まあそういったことを踏まえて、やはり男鹿市においてもですね、やはりもっともっと魅力的な内容で指定管理をしていただくためにはですね、やはりこういった市内にはないアイデア、知見、そういったものをやはりどんどん取り入れていく必要があるというふうに考えておりました。

そういったことで研究した成果についてはですね、体育協会に提示をさせていただいてまして、こういうことも考えられるんじゃないかなということで、こういういろんな提案をさせていただいております。そうした中で、なかなか体育協会だけではできない部分も当然あります。ということで、じゃ、タッグを組んでやることはできるんじゃないかと。その他県と同じような事例ですね。ということで、いろいろその体育協会、正和会、むつみ造園で話し合いを行った結果ですね、まずJVを組んでまず申請するというので、今回まず選定されたということでございます。

なお、今回からですね、先ほど御説明した施設の中に、総合運動公園の部分ですね、それも追加をさせていただきました。これはなぜかといいますと、やはり体育施設と一体となって、まあ魅力的なエリアにしていくと。で、そこにどんだんだんだん家族連れであったり、まあ高齢者世帯であったり、気軽にですね訪れて楽しんでいただく。そして、その中でウォーキングしたりとかですね、そういう健康増進も図られるんじゃないかということで、一体的な管理をしていくことが望ましいということで整理をさせていただきました。

それから、次に募集要項で県内事業者がオッケーとさせていただいたのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、財政に余裕がない中でですね、この市外にまず仕事をですね出すことがいいのかということに関しましては、そもそもこの業務に関しては、やはり市民の皆さんに大いにまず御活用いただいて健康増進を図っていくということがこの施設の大目的でございますので、その目的達成のために、市内の事業者さんができるのであれば我々としてもぜひ市内の事業者さんをお願いしたいというふうに考えたところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、なかなかそれは厳しいということもございましたので、まあ市外にもですね枠を拡大させて、今回は公募をかけさせていただいたところでございます。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） 再質疑ありませんか。10番佐藤誠君

○10番（佐藤誠君） ありがとうございます。

私もちょっと調べて、JVの関係、こういう場合のJVってのは確かに全国で行われてきてるっていうのも伺いまして、何で県外なのかなと思ったときに、ああ、県内ってこだわらなくても県外からでもいいかなと思うくらい感覚がありました。いいものがあればそれは受け入れていいんじゃないかなという感覚がありました。

まあ、ただ、今近くでそうやってこういいところがあるということでそうなったとは思いますが、今部長がおっしゃいましたけど、どうも市内ではできないということで判断したと、判断されたと、男鹿市民ではちょっと、ほかからカンフル剤でも入れないと駄目なんだろうということの判断と、簡単に言えば受け止めました。しかしながら、片や、それだけカンフル剤ってのはやっぱり一時的なものだけで、なかなかそれ、じゃあどう育てていくのか。男鹿市民を育てたりということも必要だとは思いますが。

それから、もう少し言えば、私が、この体育施設を有料化するときに、この体育協会にお任せするときにですね、やはりいろんなこの健康に関する教室とかこういうもの、インストラクターつけるとか、そういうことを約束してやってきたんだけど、それを何といいますか、こうじゃなくって何ぼ言ってもうまくやってくれなかったっていうことと捉えていいのか。それとも、こっちであんまり言わないでポンとこういうことになってしまったのか。例えば公園の管理なんかもあると書いてます。むつみ造園とか、もう募集のあれに、どういう業務をやるのかっていうことを書いてます。

芝生だば男鹿市の業者でも、また桜の木の管理とかでも、男鹿市の業者でも今までやってきたこと、やってきてちゃんと検査も受けて合格してきて、そういうのも男鹿市の業者ってやれなかったんだべかと。これで仕事失う人いっぱいいると思いますけど、何人かいると思いますけど、そういうのって別に任せなくてもいいんじゃないかなという感じがあります。

それから、確かにいろいろ健康教室も男鹿市でもいっぱい努力してきました。健康子育て課が動いたこともある。みなと病院だってリハビリもやってる。それから、いろんなその市内の先生方もやってる。そういう人たちが何でやれねがった。そういう人たちもみんなできないと言ったのかどうか。そこまで話したのかどうか。それをお聞かせください。

それからもう一つ、この今回のJ Vの組み方についてですけど、先ほど正和会とむつみ造園が出てきましたけども、体協が、男鹿市の体協が主体的にそのJ Vを構成する業者を選択して組んだのか。それとも、市の当局側からJ Vを構成する業者へのアドバイスとか進言とかあったのか。あったとしたら、どのようにアドバイスしたのか。そういうことをお知らせいただきたい。

それから、3年間これ固定なるんですけど、この指定管理料のうち、それこそ市外業者とどのくらいの比率。J Vではよくもめる、よくもめたり、まあしなければいいんですけど、比率とかちゃんと決まってやってるのか。で、比率で、もし分かれた場合、今までの管理のやり方より少なくなるか多くなるか分かりませんが、じゃあ残されたその、それぞれ分担した業者は今までどおりやれるのか。つまり例えば体育協会の部分は、今までより減るのか増えるのか。それでちゃんと同じような管理ができるのか。その辺のことはどう考えているのかということもお知らせください。

それから、いろんな保険業務との関わりも出てくると思うんですけど、例えばデイサービスの利用者がそこを利用したとか、そういう場合、男鹿市の負担とかもなったりするのかな。この辺ちょっと分からないんですけど、そういうところも何か検討されていたらお知らせください。

以上です。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、お答えいたします。

まず体育協会、施設の有料化のときにもですね、ある程度アイデアが示されたところでございます。そういった内容につきましては、残念ながらですね実施されていないものもでございます。で、そのこのところにつきましてはですね、実施いただけるように市の方でもお願いはしておったところでございますが、なかなかできていないという状況でございます。ただ、それにつきましては市にも大いに責任がございまして、ある程度指定管理者に、まあ体協に対してですね、ある程度やはりしっかりと実施させる方向でですね、やはり協議を粘り強くやっていく必要があったと思っておりますので、そのこの部分については非常に申しわけなく思っているところであります。

それから、健康教室、まあ様々ですね市内でも実施されているところがございます。そういったところのお話はですね聞いておりません。で、まあ今回ですね、やはりある程度その先進的な取組をしてるところっていうことで、いろいろ情報収集を我々させていただいたところがございます。そういった中で、そういったものの一部でもですね、やはり市内でやはり取り入れられることができるようにならないものかなということ、いろいろそこあたりを、体育協会とも、まあこういう情報もあるよということ提供しながらですね、次に向かっていただけるのかどうかという検討はしていただいております。ただし、残念ながら単独ではなかなかし得なかったというところで、そこは体育協会の方でも、やはりこういった、じゃあ今回の枠組みで募集しようかということ、まあ今回結成されたというふうに捉えているところがございます。

それから、指定管理者の中で、まあ今回のJVを組む中で男鹿市はどういうふうに関わったかということでございますが、今申し上げましたとおり、そういった先進的な取組をしてるところの情報収集して、それをしっかりと現在の指定管理者である体育協会の方に伝えております。その中で、こういうこともあり得るんじゃないかということは当然申し上げております。ただ、我々の方からこうしてくださいということは一切申し上げておりません。こういうことも考えられますねというところがございます。最終的に、今回指定管理者の公募をかけたときに三者の枠組みで実施しますと決めたのは、あくまでこの三者でございます。

続きまして、指定管理料のこの業務の比率ということでございますけども、ちょっ

と今、比率まで何パーセントというのはちょっとお答えできないんですけども、少なくとも施設管理をこれまで携わってた体育協会は、それまでどおりのほぼ同じぐらいの金額で、まず業務を続けられることができるんじゃないかなというふうに捉えております。

そのほかにつきましては、これまで公園部分の管理費と、それから指定管理料の合計額からは若干、二、三百万円ぐらい落ちる程度の減額をした上で、まあ効率的な業務をお願いするというようにしているところでございます。

それから、今回、まあ介護を受けられる、受けている方も、ある程度スポーツ施設を使えるような提案がなされておまして、それに対する保険料の考え方でございませんですけども、基本的には市の持ち出しはございません。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） さらに質疑ありませんか。10番佐藤誠君

○10番（佐藤誠君） まあ前向きに進めるということで捉えられてきました。

まあ今までの体育協会のやり方ではうまくなかったということなんだけども、それを今度JVにします、それで先進的なやり方に期待して取り入れようとしているわけですが、今までとどのように、今までもできなかった内容があるんですけど、それは今部長もお答えしたように、まあある面チェック機能といいますか、JVに任せて、じゃあどう変わったかというのはどんな指標でどのようなふうにしてチェックして、ああ、やっぱりJVに任せて全然違う、例えば今、健康寿命どうのこうの言いましたけど、この間私は、先回質問で、健康寿命云々と、それは答えられないと、指標ない。何が指標となってそれが成果としてあらわれていくのか。何を目標として、どこを目標として、何かやったっけ何かいがあったけど、みんな出発するときにはいいと思ってやるんですけど、何にもその指標も物差しもない中でやるのか。それとも、この辺まで持っていきたいと。例えば、男鹿市内のね、ここに通う人たちの血圧がこの程度になるとか、何パーセント下がるとか、そうやってやってるところもないことはないですよ。こう、そういうこの何か指標をもって、やった、みんなこのくらいなっただってというような、例えばそんなこの指標をもってやるのが、何か本当に実績として分かるんじゃないかなっていう気がします。

で、まあこれは今最後、どうやってこれを根づかせるか。やるからにはきちんと根

づかせてほしいし、いいものにしていかないといけないと思います。ですから、その辺は、その辺のことを花火を上げました。それでいがったなでなくて、どうやってこれちゃんと根づかせていくのかをどう考えているのか、その辺、指標とか何か考えてるのがあったらお知らせください。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えします。

健康寿命のお話に関しましては、今具体的にですね、どう測定できるのかというのはちょっと持ち合わせておりません。しかしながら、今回指定管理者の計画、示されております。計画がまずきちり行われるかどうかというのは、モニタリングをですね、まあこの施設に限らず全部の施設で定期的にチェックをしていくということにしておりますので、それについては毎月、まずスポーツ施設の場合は市の職員が関わってまず状況把握、しっかり努めていきたいと思っておりますし、やはり一番大きなところでいきますと、やはり利用者の皆さんが増えていくと、健康づくりに親しんでいただくということになるので、まずは利用者数、それをまず上げていくというところで、それを市もPR等、まあ一緒に頑張りながら進めていきたいと思っておりますし、そういう数値の方をですねチェックしてまいりたいと思っております。

○副議長（小松穂積君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ここは非常に大事なところなので、皆さんから御理解願いたい。

今の男鹿市の指定管理の状況は、大変な状況です。だからその責任は私にもありますけれども、今までの役所の考え方は、企業に任せただから自主的に運営してやってくればいいと、金やるから口出さない、極端な言い方でそういう感じがあるんですよ。それでは駄目だと。一緒にやっていくんだ。例えば、オガレについては、私があそこの建物のオーナーです。農業の振興、漁業の振興、後継者育成って大きな建前があるんですよ。だから市役所の職員がそのことで一生懸命関わっていくということは、非常に大事なことです。だから今いろんなことの指定管理の業務、まず具体的に言えばいろいろあるんですけども、非常に困ってます。だからこのことをね、今の男鹿の総合運動公園の指定管理者に非常に切り込んでくれたと、スタッフが切り込んで

くれたのが非常に私は感謝しています。よくやったと。よくここまでやってくれたと、そういう思いです。

私は、前に健康の駅とかっていう話を提案した議員がいて、ああ、そういうのあればいいなと。そういえば私の覚える市役所の職員も、結構、秋田市にジムに通ったりしてるんですよ、高額の金払って。だからそういうやればいいな。で、トレイクかたがみに私、見に行きました。非常に感動したんです。そういう子どもたちから老人まで、自分の体、心に合ったトレーニングの指導をしてくれると。そしてまた、要介護、または介護の前のフレイルの状態のときの人たちも集めて、老若男女が本当にすごい人数が集まってトレーニングしてました。うちの方で一生懸命保健師が取り組んでますけども、やっぱり規模が違うなど。組織的に動かないと駄目だなど。そのことで、最初がそれがスタートでした。

まさか正和会がここまで関わってくるとは思わなかったんです。それは、男鹿の市民を何とか元気にしたいと、そういう、幸せにしたいっていうそういう思いがあったからだ、私はそういうふうに感じてます。

そしてまた、今議員が財政が厳しいのにどうしてそういうことやるんだって言いましたけども、私はいつも言ってます。駅前広場ができると、なお一層、飲食の人たちを初め、いろんな商店の人たちが地域間競争に勝っていかなきゃ駄目だと。いいサービスを提供。おいしい商品、おいしい食べ物、いろんなこと提供して切磋琢磨していかなくちゃ駄目だと。そのことが、お互いに切磋琢磨して残っていけるように、何とか地域を残していきたいと。それが、先日もある議員が言ったようなSDGsです。発音悪いですけども、SDGsです。限りなくその文化を残していくと、地域を残していくと、そういうことにつながっていくんだと思います。

言い方悪いですけども、まったりやってたんじゃ地域がもう残っていけない、そういうぎりぎりのとこまで私は来てると思うんですよ。だからこのことがひとつの大きな切り口になって、いろんなことを改善していける。また、このことによって職を失う人がいるっていう話もありますけど、そういうことはないですな。このことによって活性化させて、やっぱり例えば公園管理の人たちも、いろんな交流することによって自分たちもいい習慣を学べる。切磋琢磨できる。そこでやっぱり技能を磨いていく。そういう状況になり得ると思います。人との交わりによって、今、いいものを使

えば、今、商店であれば秋田県外から来れるでしょうし、この体育施設についてだって、男鹿市民だけじゃなくて市外からも来れる。あのすばらしい景観の公園ってというのはないですよ。合宿やって、これだけいい公園はないって、運動公園はないってみんな言ってくれてます。だから県外からも誘致できるような、そういう文化、習慣、それからそういうこう体制をつくっていきたいんです。やって、議員がおっしゃるようなそういう状況があるとすれば、ま戻してもらえばいい。そういう文化を学ぶということが非常に大事だと思ってます。皆が学んでいって、そのことを成長していったらまた返してもらってもいいと、市外の人からね。そういうことも思っています。

何とか男鹿市の魅力づくり、そして切磋琢磨していくと、そのことが非常にこう大事だと思ってます。だからこのことは、ただ男鹿の運動公園の指定管理っていうだけじゃなくて、これからの男鹿の向かっていく指針について非常にこう大事なものの考え方だと思ってますので、何とか議員の皆さんからも御理解を願いたいと、そういう思いです。よろしくお願いします。

○副議長（小松穂積君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

○10番（佐藤誠君） ありがとうございます。

○副議長（小松穂積君） 次に、14番米谷勝君の発言を許します。14番米谷勝君

○14番（米谷勝君） おはようございます。

私からも、議案第139号の男鹿市の体育施設の指定管理についてお伺いしたいと思えます。

まず初めにですね、まあ今まで、現在指定管理されている業務で、新たに加わる業務について、まずお聞きしたいと思えます。

それからですね、男鹿市の総合運動公園緑地整備工事というのを今実施されているんですけども、その工事はどういう、発注形態というか、どういう内容なのか、お知らせ願いたいと思えます。

それからね、今回のこの体育施設の指定管理について、私、聞き慣れない言葉、今、募集要項さあるんですよ。何ていうんですか、県内に主たる事務所を要する法人、他の団体等と、こういうことがあるんですよ。私、これ男鹿市で初めてじゃないかなと思うんですよ。今まではね、全部市内と私は記憶してるんですけども、それ

から先ほどね、指定管理の相手方の説明でですね、相手方の話を、説明を聞いていると、全て住所が男鹿市にある方が皆指定管理を受けてるんですよ。ここだけが何で、どういう形でとられてるのかなと、私はやはり男鹿の雇用を守らなければいけない、それから業者育成しなければいけないということで、この指定管理も含めて取り組んでることなんです。まずそのことについてと、それからね、私、今回募集要項こう見させていただきました。その中で、皆さんがね体育協会と相談したとか、市内の業者は厳しいとかって言うけれども、ここにもう一つね、かなりいいこと書いてあるんですよ。募集要項の中でね、資格要件の中さね、こういう資格必要だ、こういう資格だと言ってのんですよ。そうするとね、まあ説明会もやったと思うんですけども、ここに参加しようとする業者は、この資格ないから駄目だとかと言ってのんだけどもね、その中さ一言、外部委託する場合は、その有資格者を1名以上配置できることって、これあるんですよ。これを使えば全部できることではないですか。だから先ほど佐藤誠議員の質問に対しての答弁が、体協と相談したって言うけれども、体協で外部に委託すればみんなできるんじゃないですかね。私はそう思いますけれども、そのことについてもお聞きしたいと思います。

それからね、このことを実施するためだかどうかわからないんだけど、9月議会でね、何かこう公園施設の条例の一部改正やってるんですよ。そのときのね、何かこう説明で、説明っていうか何か話の中では、建設課が委託発注をして管理している業務っていうんですか、委託発注ですか、しているとって説明してるんですよ。これについては委託発注してたもんですか。先ほど私聞いたように、維持工事で発注してるんでないですかね。

それからもう一つね、都市公園の管理で、私の記憶ではね有料公園施設の管理、有料施設ですよ。お金をもらってるその施設の管理の指定管理を、指定管理者で行われているんですよ。有料ですよ。お金をもらっているからということで指定管理を体協なら体協にお願いしてるんですよ。有料でないものは、業者育成とかそのために工事なら工事だとかって発注してるんですよ。それをみんな今回ごっちゃませにしてね、何かどっかへ仕事ね増やしてやるんだか分からないけども、やっぱりそういうその何ていうんですかね、やり方っていうかですね、もう少し本当に中身を分かっててやっているんですかね。このことについて私は聞きたいんですよ。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

まず新たに加わる業務でありますけども、先ほどのですね議案書に表がございましたが、その表のうちの総合運動公園という公園部分の管理、これが新たに業務として加わることとしております。

それから、市内業者の育成という観点から市内業者に発注すべきではないかということがございますけども、今回総合運動公園を組み入れたのは、エリアとして魅力の充実を図り、そこにやっぱり多くの皆さんに足を運んでいただく、そのための企画、イベントであったりですね、あるいは植栽の工夫、例えば花を植えるであるとか、そういうものをですね創意工夫をしていただくと。そこで魅力アップを図っていただいて、どんどんどんどんお客さんが増えていく。で、そこである程度、ウォーキングをしたり、歩いたり、それらが健康増進につながるだろうということですね、こういうふうな今回仕組みを考えさせていただいたものでございます。

ということございまして、単純な公園管理、草刈りとかですね、そういった業務だけじゃなくて、やはりじゃあ公園をどういうふうにして見せていくか、そういう企画も合わせてですね御提案していただきたいという思いですね、今回公募をかけさせていただいてるものでございます。

ちなみにでございますけども、まず今回造園事業者さんが市外事業者ということでございますけども、やはり最大限にですね、やはり市内のそういったスキルを持った方をやはり仕事していただくということもですね、当然考えていらっしゃるようでございます。

それから、もう一つでございます。有料公園の施設管理ということございまして、まあこれについてですね、より多くの皆さんに足を運んでいただいて、まあ体育施設を御利用いただくと。それによって利用料金をどんどんどんどん増やしていただくことですね、ある程度市の負担の軽減も図っていくという思想でございます。

我々といたしましてはですね、まあ最大限にその民間の事業者の創意工夫、それを大いに発揮していただいて、まあ魅力的なエリアにしていくと。お客さんに、まあ市民も含めた皆さんに多く使っていただくというような観点で今回業務のですね仕様を

固めておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

○副議長（小松穂積君） 柏崎産業建設部長

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） 私からは、本年度におけます男鹿総合運動公園の緑地整備工事の概要についてお答え申し上げます。

本年度の総合運動公園のいわゆる整備、緑地等の整備工事につきましては、市内に主たる営業所を有します造園工事のA級、B級及びD級の中から、造園業を主としている会社を指名いたします指名競争入札にて業者を決定してございます。請負工期につきましては、4月27日から令和3年の3月23日までを工期として、公園内の芝生の刈り込み、草刈り、除草、薬剤散布、剪定、それから冬囲い等を工事内容として契約してございます。

○副議長（小松穂積君） 再質疑ありませんか。14番米谷勝君

○14番（米谷勝君） あとそのほかの質問なかったっけか。私、質問したやつで答えていないのがまだあると思うんだけど、全部答えてますか。

私、募集業務の中で、何ていうすか、外部に委託の話もしてるんだけど、その方もないですかね。

○副議長（小松穂積君） ちょっと待ってください。1回目の補充としての答弁をさせますので、よろしいですか。

○14番（米谷勝君） ああ、はい。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えします。

申請書には、確かにその体育施設管理士、B&G財団センター、インストラクター、これらについては外部委託する場合、その有資格者を1名以上配置するということございまして、議員の御指摘どおり、これによってですね有資格者の配置をすることはできます。ですので、そういったことも当然可能であるということでございます。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） それでは、1回目の答弁に対する再質疑ありませんか。14

番米谷勝君

○14番(米谷勝君) まず先ほどの公園の緑地整備工事、やはり市の方に登録していただいた業者を利用して、緑地整備工事ということで公園を管理、都市公園の部分を管理されているんですよ。これはなぜ有料の施設とこれと区別したかということは理由があるんですよ。有料のものの管理については、やはり何ですか、運営上、お金もらっているのですね、これについては指定管理者の方でしていただきましょうと。料金を取らないものについては、業者育成のために工事とかそういうもので発注しましょうと。これずっとね、男鹿市というのは都市計画で仕事してる部分っていうのがいっぱいあるんですよ。国の補助金をもらって都市計画を立てて、そして事業を実施して、そして管理しているんですよ。今のね、何かこう指定管理のことで健康上とか、やれ何だとかって、必要だとかって言うんだけども、それはそれでいいじゃないですか。そしてね私一番あれなのはね、この緑地整備工事は3月まで仕事やってるんですよ。それが来年から途切れてなくなる理由は何ですかって私聞かれても分からないんですよ。何と説明すればいいものですかね。これがね、さっき金額も言っていないと思うんですけども、幾ら金額あると思うんですか。請負額として、どこだったかな、1,515万8,000円とかってあるんですよ。しかもね、来年の3月23日まで工期があるっていうんですよ。私はこう言われました。「あんだ方、市民の代表だど。議員なってて、今やってる仕事がこういうふうに展開していくっていうことは何を考えてるんですか」、こう言われたすよ。請負額が1,515万8,000円、工期が3月23日までである仕事ですよ。この発注されるっていうことは、発注してるってことは皆さん分かってるでしょ。そのことについては何か考えてたことがあるんですか。それについて伺います。

あとですね、先ほど体協といろいろ相談したって言われましたね。先ほど聞いたように、募集要項の中で外部委託の話、そのとおりですっていうことを部長からいただきました。何とかね、このことを利用して、やっぱりもう一回やり直した方がいい。これを利用するとね、みんなが参加できるものがあるんですよ。これで県内っていう話はならないんですよ。市内でできるんですよ。あのね、皆さんは何か先進事例とか何だかやったって言うけども、例えば自治体で、例えばね、そういう業者がいないところがあるんですよ。そういう人方は県内って使ってるんですよ。そういういろいろ

なことやれる人がいる場合は、必ずやっぱり市内っていう言葉なんですよ。だからね、誰かにやらせるために県外とかって使っては駄目だっていうことなんですよ。みんな市内でできるでしょ。体育協会ができないって言ったんですか。健康増進だとか、にぎわいを創出と。みんな委託すればできるじゃない。委託っていうのは、もう一度聞きますけども、外部団体に委託っていうことは、市内でなければ駄目だということはないですか。そのことについてちょっとお聞きします。

○副議長（小松穂積君） 答弁保留のまま、喫飯のため午後1時5分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時05分 再 開

○副議長（小松穂積君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、お答えいたします。

まず、今回総合運動公園も一体的に発注、指定管理業務として発注したことについてでございます。

先ほども触れておりますけども、一体的な管理を行っていただくことによりまして、より多くの市民の皆さん、あるいは市外からもお客さんをお客さんと呼んでくれるような企画、まあこうしたものをですね一体的に提案していただくということを目的に、今回一体的に発注させていただいたものであります。

それから、外部委託を利用すれば十分できるんじゃないかというような御指摘でございましたが、確かに実際可能と、外部委託によって受注することは可能になっておりますけども、今回御提案のありましたのは、あくまで今回三つの事業者によるJVということございまして、唯一そこから御提案があったものでございます。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） さらに質疑ありませんか。14番米谷勝君

○14番（米谷勝君） この件について説明会をやってるようなんですけども、10月15日ですか、この説明会の出席者についてお聞きしたいと思います。

あとそれからね、共同事業体の申請書の受付月日はいつか。

それからですね、もう一つは、まあ一体的管理とか、いろいろなこう先ほどの佐藤誠議員に対しても、にぎわいを創出するとかね、いろいろこう話が出ていますけども、あ、それから健康増進に関するね、そういうものを実施するとかって話はされてるんですけども、そういうのっていうのはですね、現在指定管理で受けている男鹿体育協会ですか、こういうのと話すれば解決することじゃないんですかね。しかもね、外部に委託、例えば資格要件だとかいろいろな要件ありますけども、そういうのもねクリアするためには外部団体に委託してもいいですよということになってるでしょ、さっきの答弁で言ったようにね。そういうものを何で利用して体育協会でできないんですか。体育協会でできない管理、公園の管理のものについては、共同企業体の中に、何だか造園業者、市内の造園業者、今仕事してる人どご入れればいいじゃないですか。そういう共同企業体を組むのが、またいろいろ話合いの場とか指導とかするのが私は当局だと思いますがね。そこら辺についてお聞きします。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、お答えいたします。

まず説明会でございますけども、10月15日、説明会を行っております。今回この説明会に参加されましたのは、今回の3事業体、申請のあった3事業体のほかに、市内の造園業者2社ということで参加をいただいております。それから、秋田市のスポーツ団体1社、参加しております。最終的にこういった参加いただいているわけですが、応募のあったのは今回のJV1団体のみということでございます。

それから、二つ目の申請の受付月日でございますが、令和2年10月30日となっております。

それから、外部団体への委託ができないかと、共同企業体の中にですね、そういった造園事業者を入れるべきではないかということでございますが、結果的に、まあ三者による提案があったということでございます。

なお、今回この公園部分のですね芝生の管理であるとかそういったものに関しましては、まず可能な限り市内の事業者さんのノウハウ、まあ活力、まあそういったマンパワーも活用していくという方向が示されているところでございます。最終的にどの

程度の事業量になるのかどうかは、ちょっと私の今の状況ではちょっと申し上げられない状況でございますが、そのような状況でございます。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 先ほども同じようなこと言いましたけども、地元の業者のこと議員は心配してくれてます。非常にありがたいことです。業者の育成という大きな建前もあります。けども、相反する言葉に自立してもらわないと困ると、そういうこともあると思います。この前、私に地元の建設業界が陳情に来ました。新しい男鹿市の総合計画もできたようなので、何とか市長、できることあったらやらせてけねすかって、そういう話であったす。あなた方は市のために大事な仕事してる人なんだから、災害、道路維持、除雪とか、まあほかの地域に行くとそういう業者いなくなりますよと、人がいなくて大変なんだから、あなたたちはもっとどんとして、男鹿でこういうことやった方がいいって提案するぐらいの業界になってもらいたいと、そういう話をしました。

今回のこのことについて、なして地元の業者にできねがったんだと、まあ応募さねがったことですけども、やっぱり私はね、10年間やってうまくなかったがらこの結果があるんです。10年間委託で同じことしかやってない。常に進化して切磋琢磨していくと、創意工夫していくと、そういうことにやっぱりこううまくないことがあるんだと思う。やっぱりマネジメントとか、それにたけてる会社がいってね無駄を省いていくと、その中から経費が生まれてくる。地元の雇用は絶対確保しますから、そのことについてはお約束しますので、何とかそれで3年間やって地元の業者がまたできるようになったら、それを復活していけばいいんです。何とかそういう観点から考えてもらいたい。

何回も言ってますけども、過去の延長線上に未来はない。新しいかたを切り込んでいかないと、男鹿は変わっていかないと。いろんな業種で、今、しのぎを削って大変な状況です。コンビニ、そしていろんなお店やスーパー、いろんなお店が出てきて、そこで生計を立てた人は大変な状況です。けども、最終的にはそのことによって市民が喜んでるかどうかと、市民のためになるかどうかと。部分最適、全

体最適と、そういう言葉もあります。何とか、その場合、弱いものを切り捨てるのかそういうことは何もないので、何とかみんなでこうのぎを削ってっていうか、いい提案をして前向きに向かって、この指定管理を進めていきたいなと思ってます。

やっぱり外部から血を入れないと、今回の病院の改革のことを見ても皆さん御存じだと思います。もう何十年もそのままやってきて、病院の成果はかなり私は上がっていると思ってます。今、広場、駅前広場ができることによって、今大きく男鹿が変わろうとします。そのためにもね、こういう基本的な考え方が非常に大事だと思ってますので、何とか切磋琢磨していくんだと、そういう中から新しいものを生み出していくと、多くの人を幸せにしていくと、市民にサービスを提供していくと、市外の人にも男鹿に来てもらおうと、そういうスタンスが大事だと思いますので、何とかよろしくをお願いします。

○副議長（小松穂積君） 14番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、1番中田謙三君の発言を許します。1番

○1番（中田謙三君） 3人目ですので、私が問いただすことと重複しておりますし、まあ私通告しております部分と加えて、幾らか私にも答弁していただければありがたいと思います。まあ通告してるので、これまでの経緯、何が駄目でここに至ったのか、まあその部分は先ほど来説明されてきてますので大方分かってます。それでもまず通告してますので。

体協がこれまで指定管理受けて適正にまず業務もなされてきたと、その話もありましたけれども、監査委員から何か指摘がこれまであったのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

あと、企業体の組合せのことも佐藤議員、それから米谷議員も問うてますけれども、この枠組みが、まあ先ほど来話を聞いていると体協主導でやったのではないかというか、そういうふうに私は受け止めたんですけども、あくまでも体協主導で、まあ市がその指導っていうか適切な助言をしたとか、そういうことも言ってますけれども、その辺のところを、まずこのJVの在り方がベターなのかどうか、その点も改めてお尋ねしたいと思います。

あと4点目が、先ほど来、地元雇用の話。私は、この議案書を見て、今まで体育協会一本であったものが正和会とむつみだと、この三者でのJVがこういうふうにあ

がってきて、ちょっと違和感を覚えました。ですから、まあ市民の方々も今のこの議案があがれば、なんでよそ、今までの経緯からすれば、どちらかがやってきた。それがここに来て、まあ三者がJVでやってる。そのこともまず佐藤議員、米谷議員の答弁で私自身も十分理解してきてるわけですけども、改めてまず地元雇用の確保というか、まあ先ほど市長もそのことは触れてはいますけれども、そのことがまずやっぱり私は聞いてみたいと思ってます。

あと、指定管理の期間1年ではという表現でまず伝えてますけれども、そのことがどうなのか。

あわせて、先ほど総合運動公園も加えたからというような話もありますけれども、指定管理料は実際に増えるのか減るのか、その話をもう一度確認したいと思いますし、あわせて比率の話がありました。体協、それから正和会、それからむつみ、その比率というのはどういう捉え方で話してるのか。今おおむねの話で、指定管理料の中身について比率はこのくらいですよと、それをこう示せるのかどうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

あとあわせて、市長は健康寿命だとかトレーニングだとか、その話をしてるけれども、私的には、運動なさる方はやっぱり体力にも財力にもそれなりによ、そういう力を持ってる方がやっぱり運動するし、体育施設も使うと思います。ところが世の中には明日の生活を困ってる人もたくさんいるし、そういう人方がよ、やっぱりまあそれは私どもの力が足りないがらそういうことなんでしょうけれども、そういう方が今回のコロナも含めて地元の企業もよ困ってる方がいるのではないかな。その方々に対するやっぱり将来の方向性、道筋をつけてやるのも、また我々の仕事ではないのかなと思います。ですから、本当に弱い立場の人間は、この施設がや利用できれば一番いいわけですけども、そうでもない方も男鹿市内にはいるのではないのかなと私は思い、今の質問をしてる次第です。

以上です。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、お答えいたします。

まず経緯でございます。まず体育協会との指定管理については2期、まず実施させ

ていただいております。そうした中で、今期の計画をあげていただいておりますね、今はその今期の計画に基づいて体育協会が指定管理業務に当たっているところでございます。そうした中で、施設の管理、維持管理業務については、極めて適正に実施されているものと判断しております。しかしながら、一方で、やはり施設は使われて幾らということもございませう。やはり多くの市民の皆さんに利用していただくというためのやはり魅力的な企画の造成であったり、そういったものについては、もっともっと充実を図る必要があると考えております。そうした中で、計画に示されてるその企画の部分について、なかなかちょっとうまく実践されておられない状況にございまして、そこは市の職員も含めていろいろ協議はさせていただいたところですが、なかなかちょっと実現、全て実現するというところまでは至っていないという状況にございます。

そうした中で、2点目の監査委員からの指摘ということでございますけれども、指定管理料の特にまず経理の部分ですね、体育協会の経理と指定管理業務の部分、それが混在しているところが改めるべきではないかというような御指摘とか、あとそれから定期的に経営状況を含む業務、まあこれの実施状況、しっかりと市と協議していく必要があるのではないかとといったことも示されております。あとは、料金収入の状況の資料ですね、そういったものについての提出もしっかりやるようにというような御指摘をいただいているところでございます。

それから、企業体の組合せ、今回の三者の組合せでございますけれども、先ほどもちょっと御説明しておりましたが、全国あるいは秋田県の体育施設で行われてる指定管理業務、これについて洗い出しを市の方で行っております。そうした中で、全国各地でJV方式によるですね管理が行われてる実態を把握したり、あるいは潟上市で行われてる「トレイクかたがみ」という施設で行われてる指定管理の実態、そういうものも把握させていただきました。で、その把握した結果を踏まえてですね、まあ体育協会に提示の上で、こんなこともできないのかという御提案をさせていただきながら話を進める中で、最終的には体育協会、むつみ造園、正和会による三者JVという形ができたものでございます。

それから、4点目の地元企業、地元雇用の確保という観点でございます。

これについては、体育協会はこれまで施設管理を行っております。その施設管理については、引き続き体育協会がまず中心となって担っていくというふうな整理をされ

てるところでございます。

それから、新たに付加される部分といたしましては、正和会が、まあ介護が必要な方であるとか、まあ介護にちょっと必要な状況になるつつある方、そういう方を対象に運動教室などを開催いたしまして、それ以上悪化しないような、あるいは改善に向かうような、そういうふうな運動教室の提案がなされているところでございます。

一方で、むつみ造園においては、ある程度、公園部分を使って利用促進が図られるようなイベント開催であったり植栽の工夫、そういった提案もなされております。そういった中で、当然まあ芝生の管理とかですね、これまで地元事業者さんがやってたようなところについては、むつみ造園などが主体となって企画を練り上げてですね、で、地元の業者さんに担っていただくべきところについては担っていただくような方向で今考えておられるようでございます。

それから、指定管理料の比率でございますけども、ちょっと私もちょっと今計算してなくて大変恐縮なんですけども、おおむね、ほぼまず体育協会では相当な部分を担うと、あ、相当の部分をまず体育協会さんの分ということで考えております。

それから、その造園部分につきましては、まず市の委託業務、委託っていうか先ほどのですね工事の部分ですね、そこで発注してる額に見合う分として大体考えているところでございます。1, 500万円程度だったと思います。

それから、正和会の部分については、まあほとんどまず正和会が負担するようなイメージで、そんなに多くの金額を負担しないことにしております。

それから、運動する人の中にはですね、その財力的になかなか厳しい方もいらっしゃる。そういったことへの配慮というのがないのではないかとということでございすけども、今回は総合運動公園と一体的に指定管理をするということで、やはりそういったいろんな方にですね、老若男女問わず、いろんな方にですね公園に来て楽しんでいただいて体を動かしていただくような、そういった企画も盛り込むこととしております。そういったことでですね、できる限り気軽に運動公園に足運んでいただけるような企画に練り上げていければなというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） 再質疑ありませんか。1番中田謙三君

○1番（中田謙三君） 比率の部分は、こうおおざっぱな話で分かったような分からな

いようなことを思ったわけですがけれども、指定管理料よ、さっき私1回目にも質問したとおり、増えるのか減るのか、そこよ、まずもう一度。

それからあわせて、正和会がその何ていうかな、トレーニングとか企画とか介護予防とかそういうものも何か負担すると、そういう話ですがけれども、それはどういう理解したらいいのか。

あとあわせて、当然その利用するに当たって利用料金が体協に入りますよね。それは仮の話ですがけれども、どのくらいを見込んで今いるのかなというか、当然今、「トレイクかたがみ」ですか、そこは正和会でやって実績があるわけでしょ。そういうのをやっぱり示していただかないと、やっぱり議会としてもよ、何かこう具体的なものがないと私方は理解はできない。ですから、そのこともあわせて、もし資料等であるならば、額を、金額を教えてくださいありがとうございますと思います。

まあ地元雇用は今言うように便宜を図ってくれるような言い方をしてますけれども、さっき言ったようになかなか仕事が減ってる中で、またむつみが入ってきた、どこそこが入ってきた、そうすれば私方の仕事がなくなるんでねえがなっているのは、正直なところそういう業者もいるかと思います。そういう方々に対する説明は私どももしなきゃいけないし、当局もやっぱり発信していかないといけないと思います。そのことを、改めてこうお尋ねしたいと思います。

以上。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

まず指定管理料の経費削減されてるかどうかということですが、削減されております。トータル約300万円程度、まず削減するというふうに積算しているところでございます。

それから、自主事業、利用料金の収入でございますが、まず400万円ということで、実績を勘案してまず400万円ということで想定しておりますが、さらにこれに、まず自主事業でまず得られる収入、いろんなイベント企画であったり、そういったものでも料金を徴収しますが、それがプラスアルファとして上乘せされることになります。

あとそれから説明でございますけども、やはり今後ですね、まず指定管理業務が本格的にまずお認めいただいた場合には、フレームをですねしっかりと、体育協会初め、むつみ造園、正和会、しっかりまず協議をしていかなければいけないということになります。そういった協議の中で、しっかりと説明をしてまいりたいと思います。

それからもう一点、正和会で負担するものがあるというところにつきましては、今回、まずある程度指定管理料の一部、当然まず正和会にもまず当然配分されるという見込みになっておりますけども、人件費の部分ですね、それについては正和会の方である程度まず前向きに捉えていただいております、そこはしっかりと頑張らせていただくということでお話があるようでございます。

それで、今回介護の部分ですね、介護予防、それからある程度介護が必要な方に対する運動教室、こういったものも開催していくわけでございますけども、それは介護保険が適用されるということございまして、そういう方々については負担がないということで御利用いただくことができます。

○副議長（小松穂積君） さらに質疑ありませんか。

○1番（中田謙三君） いいえ、もう結構です。ありがとうございました。

○副議長（小松穂積君） 1番中田謙三君の質疑を終結いたします。

次に、8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番

○8番（佐藤巳次郎君） 私からも、この体育施設の関わりで質問させていただきたいと思っております。

まず一番私がおかしいなと思うのは、市長はいつも、市内の経済、市内の事業者がもうかるようにしたいと、こういうことをおっしゃっていましたが、何で市外の業者なのかというのは、私いろいろ市民から伺ってますけども、何で潟上なのかと、やれる業者がたくさんいるじゃないかと。いろいろ市長はこの問題で前から答弁されていますが、少なくとも市内業者の育成ということの立場からですよ市長も言っています。何で地元業者を育成の立場で、このジョイントを組まないのかと。男鹿市と、男鹿市の市の体育協会と市外の2業者が一つの企業管理者になって応募してるということであればや、男鹿市のやりたい業者が入れないと。市が入ってる、中のところに入って何で勝てるかということなんです。私は当然のそうだと思うんです。だから、何でそういうことを市外の業者にやらせるのかと、私はこれが一番ですよ。

それとね、まあちょっと余談にもなりますけども、この業者は市の体協と組んだこのばかりでなくて、男鹿の郷も手に入れようという計画もあるんだすよ。どんどんやはり男鹿に入ってきてるという状況の中で、そのあたりは市長も十分承知なはずなのに、何で市外業者なのか、何でこの二つの業者なのか、これをやはりはっきりさせてもらわないと前へ進めないと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

まず、なぜその市外の業者を入れたのかということでございますけども、ある程度、我々としましてはですね先進的な取組をしている事業者の中で実績があるところ、そういったところからお話をお伺いしておりました。そういったお話を積み重ねる中で、まあ一緒にやるという方向がなされたものでございます。

それで、まあこの業者に限らず、いろんな業者からの提案というのはですね可能であったというふうに考えております。仮に業者さんが、市内の事業者さんが、ほかの事業者さんと手を組むということも当然ありますし、またさらに三者だけじゃなくて一緒にやっていきましょうということも当然あるはずです。ただ、最終的に提出されたのは、その三者の枠組みということでございました。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） 再質疑ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎君） この実績だと言っていますけれども、そうすれば男鹿市の業者に実績ないのかと。私は十分できると思うんすよ。先ほどの質問者の中での答弁にも、これからどうして、体育施設をどのようにしていくかという話もされてあったすな、答弁で。それは、この潟上市の業者でなくたって市の方でどんどん進言していける立場だすべ。ずっとやってきてるわけだね。市の体協が入って、市内の2業者が入ってやれる、やれるんでしょう。それをなぜやらないのかと。そういう市内建設業協会とかで、そういう組合せでやろうじゃないかという提案を協会にしているのかどうかだすよ。私は当然、建設業協会にそういう話をしながらやっていくと。仮に協会が不十分なことあったらよ、こういうふうにしてやればいいんじゃないかと、いろいろできてくるわけでしょ。潟上市の方での業者がスポーツ教室とかいろいろやってる

と。男鹿市だって市の体協だって、スポーツ教室なり、いろいろなものやってるすよ。それで足りなければ、もっともっとできるわけでしょ、いろいろな市の提案なり協会の提案なりをみんなで相談すれば。もっともっと、市民のことだから、市民の健康なんだから、市民の立場でやるのであれば市民の業者でなければ分からないすよ。それをほかの業者にやってもらう、市外の業者にやるということが私は非常に、変な言い方すれば腹が立つすよ。何で市内の業者、スポーツ団体と一緒にあって、いろいろな事業をやるのにもかかわらずそれを拒否していくと。先ほどから、男鹿の業者なり、それからいろいろ変な、私から言えば悪口のような話もされてるけれどもよ、私は育成の立場でも考えていくなれば、もっともっといい提案もお互いに出し合いながらやっていけるんじゃないかということをつくづく感じているわけです。そういうことで、そこら辺をやはりもう一回、私は再考してもらいたいということです。

それと、町中でこういう話もあるんだすな。この今回参入している潟上市の業者と市長とつながりがあるんじゃないかという話まで出てるすよ。私はどういう深いつながりだか分からないけれどもよ。まあ二つ三つあるんだすよ。だからもしそういうこともあってやっているとすればだすよ、これもまた大変じゃないかなということを感じるわけだすな。そういう意味で、私は今回のこの指定管理者の三者のジョイントということをもう一度やっぱり見直しすると。して、やはり市内業者と体協と組んで、いい管理ができるように私はぜひ取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

まず1点目でございます。まず市内の事業者さんと体育協会が組んでも十分達成し得るのではないかということでございますけども、私は、まあ県にいた立場から申し上げますと、今置かれてるこの体育施設の状況というのは非常に厳しいものがあるというふうに認識しております。で、やはりこれを変えていくためには、なかなか今まで男鹿市で経営をされてた皆さんの感覚、そういったものだけではまだまだ十分じゃないのかなと。で、それを変えていくためには、やはり外の新しいノウハウであったり考え方、そういったものをですねやはり入れた取組というものをやはり出していく必要があるのではないかというふうに考えております。

それで、今回、佐藤議員がですね今ほど地元業者の育成の観点からということでおっしゃられたところでございますけども、まさに今回の恐らく提案というのはですね、地元の業者さんのレベルアップにも確実につながるものだというふうに捉えているところでございます。そういった新しい考え方であるとかやり方、そういったものをですね一緒にまず企画とかですね実行する中で、こういうやり方もあるんだなということを押さえていただいて、次の指定管理からはですね、じゃあ単独、あるいは地元の皆さんとタッグを組んでやっていくということも当然選択肢としてはあるわけですので、そういった育成につながるものだというふうに私は考えているところであります。

それから、二点目の点はちょっと私はちょっと申し上げづらいので、私からは以上にさせていただきます。

○副議長（小松穂積君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 先ほどから言ってますように、業者業者って言うけども建設業者ですよね。私は建設業者の出身だから、そういつて言われることは非常に残念なんですよ。やっぱり今から二十数年前、秋田市の大きなA級という土建屋がばたばたと倒産しました。なしてかっていうと、競争してねがったんです。切磋琢磨してなかったです。男鹿の業者は残ったす。それはやっぱり競争原理で生き残ってきて、財務的な面も技術的な面も頑張ったからですよ。そういうことがないと、やっぱり残っていけない。過保護はやっぱり絶対うまくないと思います。切磋琢磨がやっぱり大事なんだと思います、男鹿のことを考えていけばね。

そしてまた、まあ議員のおっしゃるようになれば、どうしてみなと病院だけ使わないことに批判がないのかなと。16パーセントだか14パーセントでしょ。そしてまた、スーパーがもう市外のスーパー、そういうコンビニ、みんな市外ですよ。それで市民がそこで不満持ってるかっていうと、そうではないはずですよ。今回のことは、さっきも部長が言ったように、そういういい習慣を、文化を身につければ、また戻してもいいんです。

それとまた、正和会のことについては、ここあたりの業者がやれば覚えるだろうと。10年たってもうまくいってないですよ、指定期理が、今の運動公園の。何とし

てそれをやっていけるんでしょうか。やっぱりいいものは見習って吸収してやってくと。どうも何かさっきから誤解されてるのは、商売っていうのは金もうけのためにやってるのかなと、そういうことを思われてるんだかもしれない。今の正和会もむつみさんも、何とか男鹿の市民を幸せにしたいと、いい環境をつくっていききたいと、そういう思いだと私は思ってます。

私は、議員の経験浅いので分からないですけども、こういう本会議の公式な場で、市長と正和会と何か関係があると、そういう話をされました。はっきり言ってくださいよ、どういう関係なのか。何を言われてもうまくないことはひとつもないので、こういう公の前で言ったんだからそれだけの根拠と責任を持って発言してると思うので、何とか答弁してもらいたい。

以上です。

○副議長（小松穂積君） さらに質疑ありませんか。逆質も出ましたけれども、根拠ありましたら。

○8番（佐藤巳次郎君） それは後にして、市内業者がなぜ駄目なのかと。部長が話していましたけれども、私から言わせたら、あなたの仕事は市内業者をどうしていくかということだすよ。もっともっといくしていくという、その責任が部長にはあるはずだすよ。それをそっちのけにして、市内が駄目で市外がいいと、こういう理屈、論法はよ、私は通らないんじゃないかと思いますよ。もっとやはり市内業者育成を一番最初に考えながら、やったことない事業であれば、市と協力しながら、体育協会と一緒にやっていけるんでしょう。何でできないのか、何でやらないのか。私は分からねえすよ。私はもう一度やはりこの問題は、やはり再考していただいて、新たなやっぱり提案を議会に出してほしいなと思います。そのあたりをもう一度ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、市長とその何ですか、事業者との関わりということで私聞いたんですけども、私はあんまりこういうのは余り好きでないんですけども、いずれこの潟上市の医療法人正和会の理事長さんと市長が近い、高校も同期だという話も町中では出てるんだすな。で、そういう話から、今回そういうことでいいのかというまちの人方の話だわけだ。ああ、そういうことあるのかと、私は初めて聞きましたけれども、そういうことで仮に今回こういう、で、正和会を選んだとなれば、それはおかしいと。や

はりもっと公平な立場で臨んでもらえないかというのが市民の声だわけです。私は市民の声を代弁したのであって、私どこ市長が、どうのこうのって言う立場ではないと思うんですよ。

○市長（菅原広二君） ちゃんと調べてみて。

○8番（佐藤巳次郎君） そこら辺をひとつお聞かせください。

○副議長（小松穂積君） 暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休 憩

午後 1時53分 再 開

○副議長（小松穂積君） 議事を再開いたします。

答弁の補足。市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 先ほども話しましたが、地元業者のことについては責任を持って育成するというか、育成するっていうのは雇用の場を提供していくと。私は何回もそういう経験したことがあります。下請に入ると頭はねられて困るんじゃないかと。そうじゃないんです。やっぱりマネジメントのノウハウは分かっているから、そのことを、今までと違ったコスト縮減していくと、工期を削減していくと、それからスケールメリットを利用していか、いろんな効率化を図っていけると思います。そうなので、さっきも部長が言ったように、そのノウハウを身につけたらまた戻してもらえばいいんです。

それと、私は建設業界の出身者ですから、過度なやっぱりその育成っていうのはやっぱりおかしいと思います。いつも私が言ってるように、県の幹部でさえ言ってます。今、強い農協は、農家の人が農協を相手にしない。自立していってると。弱い農協は、農協の組合員が、農家の人が農協に頼りきってると、そういう状況があるんだっていう話をしています。それと同じだと思ってます。何とか自立してね、やって、創意工夫して切磋琢磨してやっていくと、そのスタンスが大事なんじゃないかなと思ってます。

それと、あらぬ疑いをかけられては困りますから、正和会の理事長と私とは関係ないです。学校も違うし。ただ、その人の弟さんが私の二つ下で、同じラグビー部だっ

たす。今、医師会の会長やってます、県の。それだけの付き合いです。だから理事長と会ったのは、いつだったかな、8月か9月頃だったすか。「トレイクかたがみ」に行って、そのとき説明受けたのが理事長とお会いした最初です。

私は非常にこう不調法だと思ってるのは、さっきから言ってるように、正和会がやりたくてやってるんじゃないと思います。何とか男鹿の人のために健康づくりを進めていきたいと、そういう思いでやってくれてるんであって、金もうけとかそういうスタンスではないです。そこあたりのことね話聞いていくと、私、本当に恥ずかしいんです。何とかそこあたりのことも御理解願いたいと思います。

まあ明日でもまた次のことの話があるでしょうけども、何とかそこあたりのことも含んで議論してもらいたい。

以上です。

○副議長（小松穂積君） いいすか。あと答弁出てるということと、今市長が話したことです。3回目ということですので、これで終了させていただきますので。

8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

○8番（佐藤巳次郎君） ん、何。もう一回できるんだすべ。

（「3回、3回、3回目」と言う者あり）

○8番（佐藤巳次郎君） えっ。

○副議長（小松穂積君） 今、あのね、ちょっと休憩も挟んでいきましたけれども、3回の質疑を受けました。それで答弁を出していただいておりますので、これで終結させていただきますと思います。

○8番（佐藤巳次郎君） ん、2回でねえやつ。

○副議長（小松穂積君） うん、3回。

○8番（佐藤巳次郎君） 答弁は2回だと思ってたけど。

○副議長（小松穂積君） うん、あのですね、3回でも5回でも議長が許せばいいわけですから、じゃあ、もう一度簡潔にどうぞ。

○8番（佐藤巳次郎君） うん、簡潔に。

この問題は、私は一点なんですよ。何で市外業者なのか。ぜひ市内にしてほしいということですよ。それだけですので、それを再考してほしいということをして市長に言ってるわけです。

以上です。

○副議長（小松穂積君） 分かるすな、当局な。再考してほしいと。再考するか、しねえかってことについての答弁してください。船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） 今回提案しているこの指定管理者につきましては、私どもといたしましては現時点で再考する考えはなく、このまま議会の方の御判断を願いたいというふうに思っております。

○副議長（小松穂積君） 8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

○8番（佐藤巳次郎君） はい、どうも。

○副議長（小松穂積君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第121号から第149号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 予算特別委員会の付託

○副議長（小松穂積君） 日程第3、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第150号から第160号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 御異議なしと認めます。よって、議案第150号から第160号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第4 議案第161号の上程

○副議長（小松穂積君） 日程第4、議案第161号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました議案第161号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

本補正予算は、なまはげ柴灯まつり誘客多角化等実証事業業務委託料を措置したもので、歳入歳出それぞれ1,540万円を追加し、補正後の予算総額を194億2,200万円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小松穂積君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番佐藤誠君の発言を許します。佐藤議員、予算なので予算特別委員会もあるので。

○10番（佐藤誠君） 予算、これ担当になるかどうかはよく分からないんだけど。

○副議長（小松穂積君） じゃあどうぞどうぞ。まず聞いてもいい。

○10番（佐藤誠君） 内容について詳しくちょっと知りたいなと思っただけなので、ちょっとそれを教えていただければと思います。

○副議長（小松穂積君） 予算特別委員会でやるども。まあいい。はい、どうぞ。

○10番（佐藤誠君） 今、今日ここにあって補正予算なので、ちょっと関心持ったんですけど、まあその多角化っていうあたりっていうのがちょっとこう、実証実験というあたりがちょっとなかなか珍しい言葉だったもんですから、その辺ちょっと詳しくは後でまた伺いますけど、教えていただければと思います。

○副議長（小松穂積君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

この事業については観光庁の事業でございまして、コロナ禍の影響による旅行スタイルの変化に対応するために、新たな誘客のための仕組みづくりということで取り組むものでございます。

それで、これについてはですね、まずこのほど認められましてですね、まあ当初のまず12月補正にちょっと間に合わなかったということで今回提案をさせていただくものでございます。

なお、先ほど市長がですね、歳入歳出それぞれ1,540万円を追加し、補正後の

予算総額ってということで御説明しましたが、194億2,200万円でございます。
訂正させていただきます。

以上であります。

○副議長（小松穂積君） 10番佐藤誠君

○10番（佐藤誠君） まず分かりました。また後で詳しく聞きます。ありがとうございます。

○副議長（小松穂積君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第5 予算特別委員会の付託

○副議長（小松穂積君） 日程第5、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第161号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 御異議なしと認めます。よって、議案第161号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○副議長（小松穂積君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○副議長（小松穂積君） お諮りいたします。明日8日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（小松穂積君） 御異議なしと認めます。よって、明日8日から15日までは議事の都合により休会とし、12月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時06分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第121号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第122号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第123号 男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第126号 男鹿市総合計画について
- 議案第127号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第128号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第129号 若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第149号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について

教育厚生委員会

- 議案第130号 男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第131号 男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第132号 男鹿市斎場の指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第124号 男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第125号 男鹿市男鹿駅周辺広場条例の制定について
- 議案第133号 温浴ランドおがの指定管理者の指定について
- 議案第134号 夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定について
- 議案第135号 インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について
- 議案第136号 なまはげ館の指定管理者の指定について

- 議案第 1 3 7 号 サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 8 号 男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 9 号 男鹿市体育施設等の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 0 号 男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 1 号 男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 2 号 福米沢地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 3 号 野石地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 4 号 福野地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 5 号 申川地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 6 号 ハツ面地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 7 号 平岱山牧野の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 8 号 館沼牧野及び館沼第 2 牧野の指定管理者の指定について

予算特別委員会

- 議案第 1 5 0 号 令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議案第 1 5 1 号 令和 2 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 2 号 令和 2 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 3 号 令和 2 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 4 号 令和 2 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 5 号 令和 2 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 6 号 令和 2 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 7 号 令和 2 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 8 号 令和 2 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 9 号 令和 2 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第160号 令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

議案第161号 令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）について

